

特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（令和3年9月の判定期間より適用）

別紙1

令和4年4月以降80%を超える場合は、判断基準をもとに減算を行います。

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスでみた場合に5事業所未満である場合
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 5 判定期間中に、廃止等の事情により他の居宅介護支援事業所の利用者を受け入れた場合
- 6 地域生活応援会議等（保険者や地域包括支援センターが関与する会議を含む）において当該居宅サービス計画の支援内容について意見や助言を受けた計画がある場合（当該計画は割合算定の対象としない）
- 7 地域包括支援センター直営のケースを引き継いだ場合（当該計画は割合算定の対象としない）
- 8 サービスの質が高いことにより、特定の事業者に集中していると認められる場合など

※この場合、利用者による希望のみでは、客観的な検証が困難であるため認めません。下記に該当する確認書類を添付書類としてご提出ください。

★事業所が下記の加算を取っていることを確認するため、サービス提供票の写しを一部提出いただければ、下記の加算ごとの添付書類の提出は不要とします。

○通所介護		
利用者がサービス事業所を選択する主な理由	理由記載事項	添付書類 (サービス提供票を提出する場合は不要)
事業所の質の高さ	「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」の算定要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間中の勤務実績 ・ 介護福祉士資格証の写し
認知症に長けた職員がいる	「認知症加算」の算定要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間中の勤務実績 ・ 認知症介護実践者研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修のいずれかの写し

機能訓練に長けた職員がいる	「個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロ」の算定要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間中の勤務実績 ・ 各資格証の写し ・ 更新・区変利用者の個別機能訓練計画及び実施記録の控え
---------------	-------------------------------	---

○訪問介護		
事業所の質の高さ	「特定事業所加算（Ⅰ）」の算定要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員毎の研修計画 ・ 技術指導会議録 ・ サービス提供責任者と訪問介護員等の伝達及び報告の抜粋記録 ・ 該当期間中の勤務実績 ・ 資格及び研修終了証の写し ・ サービス提供責任者の実務経験がわかるもの ・ 重度要介護者等対応状況がわかるもの
認知症に長けた職員がいる	認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間中の勤務実績 ・ 認知症介護実践者研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修のいずれかの写し
機能訓練等の連携に長けている	「生活機能向上連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」の算定要件をすべて満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関と共同で評価したことがわかるもの ・ 他機関との連携を基に作成した訪問介護計画

○福祉用具貸与		
福祉用具の利用料金が安い	各利用者の福祉用具毎に、他事業所と同一品目の料金が比較できるよう記載	・ 他事業所の福祉用具の金額が確認できるもの